**平成２９年（フ）第５５号**
宮城県石巻市浜松町１番４号、前住所宮城県石巻市渡波字黄金浜143番地　市営黄金浜第三復興住宅１―14号
破産者　平塚　隆義
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２９年（フ）第１７号**
埼玉県比企郡吉見町大字田甲1462番地
破産者　松本　直江
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２９年（フ）第２５５号**
埼玉県熊谷市伊勢町282番地１
破産者　石田　和則
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２９年（フ）第２７６号**
埼玉県東松山市幸町15番17号
破産者　田中　　明
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２９年（フ）第２７７号**
埼玉県東松山市幸町15番17号
破産者　L'atelier de Maiこと　田中　麻衣
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２９年（フ）第２４８４号**
横浜市磯子区原町３番９号　ストークヴィラ大森206号
破産者　川口谷ひとみ
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２５６６号**
横浜市港北区綱島西２丁目24番２号　米山方
破産者　保土沢禎彦
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第３８０号**
相模原市緑区太井205番地19
破産者　小塩　広宣
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第２９号**
新潟県阿賀野市金田町９番71号
破産者　柿崎　栄一
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２９年（フ）第４号**
静岡市葵区千代田４丁目17番１号、旧住所静岡市清水区楠300番地の２
破産者　森　　憲二
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第２９１号**
静岡県焼津市坂本411番地の４
破産者　大石　洋子
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第２９２号**
静岡県焼津市坂本411番地の４
破産者　大石慎一郎
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第３３１号**
静岡市清水区向田町３番４号
破産者　工藤　　直
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第３９７号**
神奈川県小田原市上新田160番地の８、開始決定時の住所静岡県焼津市本町２丁目１番４―803号　サンクレイドル焼津ウインフォート
破産者　松本江利加
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第５０３号**
静岡市清水区川原町15番26号
破産者　後藤　真吾
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１１７１号**
名古屋市中村区名駅３丁目６番８号　シティーライフ名駅305号
破産者　大野明恵こと大野暁希こと　朴　　明玉
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１２０５号**
愛知県春日井市町屋町3567番地２、従前の住所岐阜市鹿島町４丁目７番地　モアグレース鹿島802
破産者　近藤　和久
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１３０４号**
名古屋市北区中味鋺３丁目517番地　中あじま荘３棟706号
破産者　濱崎　純也
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１４９６号**
愛知県長久手市杁ケ池701番地　エルピス杁ケ池308号
破産者　滝井　眞澄
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部